

2017-3-18

論説

原発避難者訴訟

国・東電の責任は当然だ

原発事故によって平穏に生きる権利を侵された。その避難者が慰謝料を求めた裁判で前橋地裁判決は国と東京電力の過失を明白に認めた。生活は戻らない。原発の再稼働を急がず立ち止まるべきだ。

どこに住むのか、どんな仕事を選ぶのか、人には自分の人生を決める権利がある。しかし原発事故でもたらされた放射能の恐怖や不安がそれをかなわなくする。

「原発事故のために種やかに生きることができなくなった」と国と東電の責任を正面から問った裁判だった。

判決は原発の電源を喪失させる大規模な津波発生など、事故を予見しながら適切な対策を怠った東電と、原発事業に対して適切に規制権限行使しなかった国の責任を全面的に認めた。各地では約三十の同種の裁判が争われている。

争点の一つは、原発の敷地地盤面を越え、非常用電源を浸水させるほどの巨大津波の発生を予見できたかどうかにあった。

判決は「地震、津波は予見できた」と認めた。被害を防ぐ措置について「一年でできる電源車の高圧配線やケーブルの敷設という断定的対策さえ行わなかった」と東電の対応のよさを断じ、「経済的合理性を安全性に優先させたと評されてもむきえなら」なめて強い言葉で表した。

原発事業の規制を迫る国に対しては「東電に対して技術基準適合命令など規制権限を行使すべきで、権限を行使していれば事故は防げた」と、不適切な行政が事故を招いたことを認めた。

慰謝料の算定で問題になってきたのが国の原子力損害賠償紛争審査会が決めた中間指針である。裁判では指針を上回る賠償が認められるのかが注目された。

判決は国と東電の過失は認められたものの指針の合理性を認めており、賠償額は低い。指針より上積みされた人がいる一方、半数が棄却されたのは残念である。

原発事故がもたらした放射能汚染は最大で、国が導引きた避難区域の内と外でその被害は本質的に違いはない。

にもかかわらず、区域外の被害者にも十分な賠償が行われないのは差別である。指針は是正されるべきである。

原発事故は国策が招いた人災である。政府は原発回帰を強め各地で再稼働を進めているが、事故がひとたび起されればその被害は償いきれない。「この判決を重んじ、ひとめ、一刻も早く被害の回復に力を尽めるべきだ」。